

前橋市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが市民の生涯にわたる全身の健康の保持及び増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図り、もって全ての市民が心身ともに穏やかで健康な生活ができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び口腔の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- (2) 歯科検診等 歯科に関する検診（健康診査及び健康診断を含む。）、歯科保健指導等をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る業務に従事する者であつて歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次の事項を基本理念として実施するものとする。

- (1) 市民が生涯にわたり、日常生活において歯と口腔の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態や歯と口腔の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、実施するとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者等との連携及び協力を図るものとする。

(歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務)

第5条 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者は、相互に連携して、歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、市が歯と口腔の健康づくりの推進に関して実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用する従業員が定期的に歯科検診等を受けることを奨励し、歯と口腔の健康づくりに関する従業員の取組を支援するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたり歯科検診等を受け、自ら積極的に歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図り、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診等を受けることの奨励に関するこ
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する健康教育及び食育推進、口腔ケア並びに口腔機能の維持及び向上に関するこ
- (3) 妊娠期、乳幼児期、学齢期、青壯年期及び高齢期のそれぞれの特性に応じた科学的根拠に基づく歯と口腔の健康づくりに関するこ
- (4) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対する歯と口腔の健康づくりに関するこ
- (5) 糖尿病その他口腔の疾患に関連のある生活習慣病の対策並びに喫煙による歯及び口腔の健康被害の防止対策等に関するこ
- (6) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上に関するこ
- (7) 歯と口腔の健康づくりに関する施策を効果的に実施するための情報の収集及び公表並びに調査研究に関するこ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりの推進のために必要な施策に関するこ

(連絡会議の設置)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりを総合的に推進するために、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者を構成員とする連絡会議を設置する。

(歯と口腔の健康づくり普及月間)

第10条 市は、毎年6月を歯と口腔の健康づくり普及月間とし、歯科医療等関係者と連携し、市民に広く歯と口腔の健康づくりを普及するための事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。